

66

2017/7

青い空

発行所 東京司法書士政治連盟

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9-3
☎(03)3353-9146 <http://tokyo-seiren.jp>

題字 大竹由美子

特集1 政治連盟の役割と必要性

I 政治連盟の役割とは何か

東京司法書士政治連盟副幹事長 今村秀一郎 4

II 支部と政治連盟の連携の重要性

東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子 7

特集2 空き家問題と政治連盟の取組み

I 空き家問題と司法書士の取組み

東京司法書士政治連盟副幹事長 金子 浩之 10

II 空家法14条の代執行と費用負担

東京司法書士政治連盟副会長 立川 健豊 13

III 除住民票等の問題と司法書士の取組み

東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子 17

◎成年後見利用促進における市区町村への働きかけ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート相談役 大貫 正男 2

竹谷とし子参議院議員との
政策勉強会

9

山田美樹衆議院議員講演会

19

◆幹事長はこう動いた！ 第28回

東京司法書士政治連盟
幹事長 羽生 明彦 20



成年後見利用促進における 市区町村への働きかけ

公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート相談役
大貫正男

1 はじめに

志木市は、埼玉県南西部に位置し、面積は約9.05km²、人口約7万5700人の小さな市である。筆者は、昭和50年から志木市で司法書士を開業している。

志木市は、市民の権利擁護を図るため、全国初の取組みとして「志木市成年後見制度の利用を促進するための条例」を制定した。条例のポイントは、成年後見制度の利用促進の施策を自ら率先して策定し、実施することを市の責務としたうえで（3条）、市民の権利擁護の支援のための地域連携ネットワークを構築し、その中核的な役割を担う機関を設置するものとする（8条）としたことである。この条例に基づき、平成29年6月27日、第1回審議会が開催され、ネットワークづくりに向けての準備が始まったところである。その中心となる中核機関は、福祉部局たる長寿応援課に設置される予定である。

今回、大竹由美子東京司法書士政治連盟会長から、「どのようにして志木市に条例制定を働きかけたのか、その手法を知りたい」との原稿の依頼をいただいた。日本司法書士政治連盟と東京司法書士政治連盟には大変お世話になっているので、二つ返事で引き受けたものの、これといった秘策のようなものは思い当たらなかった。強いていえば、地道な交流ないし接触ぐらいであろうか。

2 志木市とのかかわり

初めは、確か平成8年頃である。日本司法書士会連合会主催の「第2回 転ばぬ先のシンボ

ジウム」が開催され、その当時、成年後見制度創設の機運が高まっていた。その動きを確かなものにするためには、地域に拠点を築く必要があると考え、志木支部の司法書士数人と任意団体の勉強会「ころばぬ先の財産管理研究会」を立ち上げ、市の高齢者福祉課にも「ぜひとも助言をお願いしたい」と研究会へと誘った。おそらくこれが、成年後見に関する市との接触の始まりであった。市の職員は、登記の専門家が権利擁護の分野に目を向けたことに注目されて、快く参加してくれた。「古い」にいかに対応するかは、立場の違いがあっても、めざすところは共通である。

しばらくして、市長が交替したことが追い風となった。当時の市長は、市民後見に関心を示され、選挙の公約であるマニフェストの一つに「市民後見人1万人構想」を掲げ、市が成年後見制度の普及に取り組む方針を打ち出した。その前後から、成年後見制度に関心をもつ市議会議員も現れ、議会においても、時々成年後見制度の質問がなされるようになった。

そして、筆者は、成年後見制度がきっかけとなり、人権擁護委員や地域包括支援センター運営協議会会長への就任などを頼まれるようになり、市との接触ないし交流は徐々に深まった。平成21年からは、志木市社会福祉協議会に設置された権利擁護推進事業運営委員会の委員長となり、市民後見人養成講座が開始され、市福祉部局や社会福祉協議会とのかかわりも強くなっていった。

その後、市長は交替したが、新市長も成年後

見制度に関心をおもちで、「成年後見制度の利用の促進に関する法律」の成立に向けた進捗状況は折をみて伝えてあった。同法が成立したならば、早急に対応しなければならぬという心づもりをされていたのではと考えている。

3 市へ働きかけ

以上の経緯から市への働きかけのポイントを整理すると、第1に職員に司法書士の意欲を伝えることである。おそらく、市区町村にとって司法書士といえば「登記」であろう。従来、司法書士が訪れるのは戸籍や住民票を取得しに市民課へ、評価証明を取得しに税務課へであり、司法書士の出番は「登記業務」であったから「登記の専門家」をイメージされるのも無理はない。思い起こせば、初めて市の福祉課を訪れたとき「一体何をしに来たのか」と怪訝な顔をされたのを今でもはっきりと覚えている。これは昔の話ではない。今でも、司法書士をそのようにとらえている職員も多い。たとえば、士業による合同相談会では、「遺産分割」「金の貸し借り」「境界問題」等は「法律相談」として他の専門職に振り分けられてしまうこともある。「権利擁護分野に関心がある。行政と共に地域住民の福祉や権利の相談に乗りたい」という意欲をしっかりと伝える機会をもつことが重要である。

第2は市長や議員への働きかけである。地域の医療・介護、独居高齢者の生活支援、消費者被害や虐待の防止等の施策は、市政にとって重要な課題であり、この対応のツールとしての成年後見制度を説明すれば、市長や議員は関心をもってくれる可能性がある。2年前、ある議員に「空き家対策」の一つの方法として民事信託の活用を提言したことがあったが、その議員は理解を示され、さっそく市議会で質問してくれた。市長等への定期的な情報伝達・意見交換は欠かせない。司法書士制度の売り込みともいえるが、行政にとって、地域の司法書士と連携を

とることが地域住民に有益なることを理解すれば話を聞いてくれるはずである。しかし、関心がなければどんなに働きかけても相手の耳には届かない。そのようなときは、残念だが深追いせず、気が変わるまで（体制が整うまで）待つしかない。この間、有力議員や市長の後援会に説明し、その議員等を通して再度市長に会うのも一手である。

第3は、説明の仕方である。初めに、①成年後見制度の利用促進の主体と改善を進める主体は市区町村にあること、②成年後見制度利用促進基本計画に弁護士、司法書士、社会福祉士等の専門職の役割が何回も登場することを説明し、③最後に「5カ年計画」を説明する。最高裁判所による「成年後見関係事件の概況」を提示し、司法書士の実績を強調することも忘れてはならない。審議会の設置は努力義務（成年後見制度の利用の促進に関する法律23条2項）だが、5カ年計画を知れば、「やるしかない」と腰を上げるはずである。

4 おわりに

成年後見制度の利用促進の舞台は、国会から、都議会・区議会・市議会・町議会等に移るので、地域の司法書士は日常業務で培った人脈をフルに活かして働きかけを強化すべきだろう。その際は、本会、政治連盟およびリーガルサポートの3団体協力の下、ぜひ司法書士会員とリーガルサポート会員が共に訪問していただきたい。リーガルサポート会員は、福祉部局とは何らかのつながりがあるので、これを活かすことができる。首長は政治連盟、福祉部局はリーガルサポート、という役割分担が可能である。今後、成年後見制度の利用促進において、政治連盟の役割はますます大きくなる。東京司法書士政治連盟とリーガルサポートとのさらなる連携に期待したい。

特集1 政治連盟の役割と必要性

「活動が見えない」と言われる政治連盟。それはある意味正解なのかもしれません。しかし、政治連盟は、その見えないところで、日々、司法書士制度の維持・発展のために活動しています。政治連盟は、目先の利益や特定の個人のために活動しているわけではありません。司法書士全体の将来を見据え、そのために一つひとつ今やるべきことに取り組んでいるのです。ただ、一つひとつの活動の結果がすぐに花開くものではありませんし、実際に政治連盟が動いているそのときには活動内容を明確に公開することができません。そういったことが、「活動が見えない」と言われてしまうゆえんなのでしょう。

そこで、今回の「青い空」は、政治連盟が司法書士会の中でどのような機能をもつか、具体的にどのように国会議員・地方議員と活動をしているのかを紹介することを通して、政治連盟の存在意義と必要性を、皆様にわかりやすくお伝えすることをテーマとし、二つの特集を企画いたしました。

まず、特集1においては、司法書士が簡裁代理権等を獲得した、かつての司法制度改革における政治連盟の活動を繙いて、政党や議員に対する要望の重要性をお伝えするとともに、平成29年東京都議会議員選挙を通じた支部と政治連盟との連携について、その必要性を訴えていただいた支部長・前支部長からのメッセージを紹介したいと思います。

(東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子)

I 政治連盟の役割とは何か

——政党や議員に対する要望の重要性——

東京司法書士政治連盟副幹事長 今村 秀一郎

1 政党や議員に対する要望

昨年のこととなるが、平成28年10月3日、自由民主党（以下、「自民党」という）本部において、東京都内選出の国会議員を含む自民党都連に対する予算要望を行った。東京司法書士会、公益社団法人東京公共嘱託登記司法書士協会、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部、東京青年司法書士協議会の各団体のトップと、東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）の大竹由美子会長をはじめとする代表が揃って要望内容の説明を行ったことは、本誌65号13頁で高田恭秀副会長が報告しているとおりである。

その場においての要望事項を以下に示す。

- 【要望1】 空き家対策における司法書士の活用促進
- 【要望2】 登記放置不動産の処理促進及び公共嘱託登記司法書士協会の活用
- 【要望3】 成年後見制度の利用促進
- 【要望4】 生活保護制度の運用柔軟化
- 【要望5】 LGBTへの理解推進
- 【要望6】 住所証明情報（住民票の除票及び除籍の附票）の保存期間延長
- 【要望7】 マイナンバー制度にかかわる負担の低減

上記予算要望における東京の司法書士5団体の持ち時間は、質疑応答等も含めて20分間であった。この短時間の説明に対応するため、各団体に準備していただいた原稿のほかに、その趣旨をまとめたプレゼンテーション用の資料を当政治連盟において作成し、説明を行った。

ところで、この自民党都連の予算要望聴取は、2日間にわたって、おおむね50団体程度が順番に駆け足で説明を行うものである。その中には当然に他士業の団体も含まれている。このような直接の説明の機会をもてることは幸運であり、これまでの諸先輩の活動の成果である。予算要望の場に出向いて説明をすることができないまま、何らかの形で都連または都議会自民党に対して要望や陳情を行う団体は3000団体程度あると聞く。もちろん、他の政党に対しても、当政治連盟をはじめ、さまざまな団体が同様に要望を行っている。

では、なぜいろいろな業界の団体が熱心に政界に対しこのような要望活動を行うのであろうか。ここでさらに時間をさかのぼってみよう。

2 司法制度改革に至る経緯を顧みる

平成9年1月22日、第140回国会（通常国会）において、山崎拓自民党政調会長・衆議院議員（以下、肩書はすべて当時）の代表質問に対し、橋本龍太郎内閣総理大臣が司法制度改革の必要性を答弁した。この答弁が、現在の司法書士の簡裁訴訟代理等関係業務につながっているわけだが、答弁の前後から司法書士界は活発に関係議員へ陳情を繰り返した（山崎議員は、福岡司法書士政治連盟の顧問でもあった）。その活動が実を結び、平成13年5月13日の「自由民主党司法制度調査会報告——21世紀の司法の確かなビジョン」（以下、「自民党司法制度調査会報告」という）において、以下の記載がなされた。

① 司法書士

試験・研修などの能力担保措置を前提に、簡易裁判所における訴訟代理権を付与すべきである。また、例えば簡易裁判所の事物管轄

を基準として、簡易裁判所における民事調停・即決和解の代理が行えるようにすべきである。同時に利用者の便宜等を考慮して、簡易裁判所の事物管轄の引上げを検討すべきである。

また、この約1カ月後の6月12日に、内閣が設置した司法制度改革審議会の意見書においても、同様の記載がなされた。

一方、司法書士側の動きとして、平成13年11月27日に、日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）の臨時総会が開催され、司法制度改革に関する日司連案が可決・承認された。日司連案において、たとえば、司法書士法2条については、次の趣旨とすることとされている（下線は筆者による）。

- 1 司法書士は、他人の委任又は嘱託を受けて、次の各号に掲げる事務を行うことを業とすること。
 - 一 登記に関する手続きについて代理し、並びにこの手続きに関する事項について調査すること。
 - 二 供託に関する手続きについて代理すること。
 - 三 簡易裁判所における民事訴訟事件、簡易裁判所の事物管轄を基準とする調停及び即決和解事件について代理し、またはこれらについて和解交渉に応じること。
 - 四 裁判所、検察庁又は法務局若しくは地方法務局に提出する書類を作成すること。
 - 五 法務局又は地方法務局の長に対する登記又は供託に関する審査請求の手続きについて代理すること。
 - 六 前各号の事務について、法律相談に応じること。

日司連案においては、上記のほか、「公務所や公私の団体に対する照会制度の新設」、「懲戒権者

を法務大臣とすること」、「会則認可事項を司法書士身分の得喪に関連する部分のみとすること」なども盛り込まれている。

さて、その後、内閣によって提出され、平成14年の第154回国会（通常国会）にて可決・成立した「司法書士法及び土地家屋調査士法の一部を改正する法律」（平成14年法律第33号）、平成15年の第156回国会（通常国会）にて可決・成立した「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律」（平成15年法律第128号）を経て、結果はどうであったか。

司法書士は、簡裁訴訟代理等関係業務を行うことができるようになり、簡易裁判所の事物管轄も140万円にまで引き上げられた。これは司法書士にとって大きな進歩であった。

しかし、日司連案にあった司法書士法2条改正案の下線部分および「照会制度」等の部分は、いっさい実現しなかった。すなわち、自民党司法制度調査会報告に盛り込まれていない内容は、上記の法改正において、全く取り入れられなかったの

である。

3 政治活動の重要性

行政府や司法府はその特性上保守的であり、自らの権限を越えて従来の例を変えようとするのではない。土業のような業際問題が絡む分野ではなおさらである。

したがって、現状を変えようと願えば、立法府の政党や議員に認めてもらい、議員立法による法律の改正をめざす、または、立法府からの要請等を行政府および司法府に対して、伝えていただくといった動きを政党や議員にしてもらうことを通して変えていくほかはない。逆に、いったん政治の世界で変更内容が決まってしまうと、それを覆すことは大変に難しい。これが、各業界団体が熱心に政治活動を行う理由である。

政治活動の重要性について多少ともご理解いただき、政界と司法書士界の接点となっている政治連盟に対し、一層のご支援をいただきたいと願う次第である。

お知らせ

東京司法書士政治連盟 第48回定時大会

日時：平成29年 8月25日(金)

午後 5 時開会

場所：日司連ホール（新宿区本塩町 9 番地 3）
司法書士会館地下 1 F）

東京政連事務局 TEL03-3353-9146

※会員皆様方の積極的なご参加をお待ちしております。



II 支部と政治連盟の連携の重要性

——都議会議員選挙における連携——

東京司法書士政治連盟会長 大竹 由美子

1 はじめに

東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）は、東京都議会議員選挙を都議会議員候補および区議会議員と知り合う4年に一度のチャンスととらえている。

今般、平成29年6月23日告示、7月2日投開票がなされた東京都議会議員選挙においては、野中政志東京司法書士会（以下、「東京会」という）会長の意向を踏まえて、支部長会メーリングリスト、空き家対策メーリングリストにおいて、都議会議員候補者から各支部長にアプローチのあった際には、当政治連盟に対して連携して対応することの協力要請をした。

2 当政治連盟に対するメッセージ

ここでは、その協力要請に際して、北・荒川支部長の近藤徹氏、前杉並支部の安斎忍氏から寄せられた、当政治連盟に対する力強いメッセージを紹介することとする。

都議選における政治連盟と支部の連携の重要性

北・荒川支部長 近藤 徹

野中会長は、「司法書士、司法書士制度について、50年後、100年後も全く心配していない。ただしそれは無条件ではない」という趣旨のことを、5月20日の東京会総会でおっしゃいました。

「その条件とは何か」ですが、私は、その

中の一つは、司法書士、司法書士会がもっている力を、自ら社会に伝え続けていく努力を怠らないことにほかならないと思います。

人も、社会も、世界も一日一日変化している今、昨日伝えたから今日は伝えなくて大丈夫ということは決してありません。行政に伝えたから、放っておいても法律や条例ができる保証はどこにもありません。

そして東京会の新体制発足後、最初に訪れている、社会に自分の力を伝える4年に一度しかない機会が、6月23日告示・7月2日投票の東京都議会議員選挙における都議会、区議会の各党議員団との交流です。

他士業は行政と議会両にらみで、自分の力を社会に伝えようと日々努力しています。

空家特措法、成年後見制度利用促進法はいずれも、国、都道府県、市区町村それぞれに役割を与えています。

支部も政治連盟と協調・連携して、国・都・市区町村のそれぞれの層で、行政と議会両にらみで、自分の力を伝えなければならないと思います。

当支部に関していいますと、荒川区では、最初に空家等対策検討会議体入りを内々に打診してきたのは、行政ではなく自民党区議団でした。北区では、公明党区議団でした。

東京会新体制が5月20日に発足してから6月23日告示までの1カ月間、自分の力を伝える努力ができない場合、次のチャンスは、4年後でしょうか。

選挙のときが最も都議会議員、区議会議員と交流を深めるチャンスです。

もし、支部に都議会議員、区議会議員から何らかの打診があって、動き方がわからなければ少なくとも政治連盟に確実につなぐ。わかっているならば政治連盟と連携して積極的に動く。これは司法書士の今後の100年の最初の1年の最初の1カ月の、決して小さくない第一歩ではないかと思います。

区議会議員とのかかわりについて

杉並支部 安斎 忍

私が支部長就任当初は区議の方たちとのかかわりの意義がわからず、煩わしいとすら感じており、私が就任して初めての夏の政策懇談会（予算要望の請願の場）は、ろくに準備もせず臨み、極めて拙い内容になってしまい、顔から火が出る思いだったことを覚えています。次年度からは事前に役員会を開き、十分に内容を練り、政治連盟さんや公嘱さんからもアドバイスを受け、またいっしょになって臨みました。

要望書はポイントを絞って、箇条書きにし、読みやすくわかりやすくする。議員の質問には結論だけ簡明に答える。説明は、問われた場合のみ、余計な言葉は足すことなく簡潔に行う。

そんなことに気を配りながら進めていくと、その場が双方の勉強会のようになり、とても充実した時間になりました。後日、道ですれ違っても、「先生、先日は有意義な時間、ありがとうございました」から始まり、言葉を交わすようになりました。

その成果が、長年にわたり無料だった区政相談に報酬が出るようになり、空き家の7条協議会メンバーにも参加ができたことです。

3 支部と政治連盟の連携

これまで、政治連盟は、司法書士法改正のために司法書士制度推進議員連盟に加入している国会議員、また、ご理解いただける議員を探すべく国政選挙には傾注してきたが、都議会議員については、地域の推薦に委ねてきた。

その地域推薦原則は変わることはないが、空き家問題対策、成年後見制度利用促進基本計画や地域連携ネットワークへの司法書士の参画の要望は、各地域自治への要望であるので、各自治体の政策に対する要望については、地方議員の力が必要な場合が多々ある。このことは、私が東京会において空き家問題対策委員長を務めさせていただいた経験から、痛切に感じたことである。

当政治連盟は、今後、各地域（支部）での都議会議員との交流を深め、信頼関係の構築に邁進したい。



竹谷とし子参議院議員との政策勉強会

平成29年2月14日(火)、東京司法書士会会長室において、東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）顧問である竹谷とし子公明党参議院議員と竹谷議員の政策秘書を囲んで、相続登記未了・所有者不明土地問題の現状と相続登記推進するために何が障害となるのかについて政策勉強会が開催された。参加者は、東京司法書士会から清家亮三会長（当時）、日本司法書士会連合会から櫻井清副会長（空き家・所有者不明土地問題等対策部部长）（当時）、鯨井康夫副会長、日本司法書士政治連盟から芝将宏会長代行（当時）、渡邊繁俊事務局長、当政治連盟から徳本和宣副会長（議会選対策委員長）と筆者で、現状の把握と課題について情報提供・意見交換をして、政策要望を取りまとめた。

具体的には、所有者探索のツールとしての除住民票等の重要性、松山市・浜松市・福井市・豊橋市等での法定保存期間経過後の廃棄通知等に対する反対要望、略式代執行の費用負担等である。

後日、竹谷議員は5月18日(木)に開かれた参議院第14回農林水産委員会において農地の所有者不明問題に絡み、国会質疑の中で、所有者探索のツールとしての除住民票等の確保等について鋭く切り込んでいただき、その動画配信〈<http://kokkai-watch.com/sangiin/movie/9028>〉を案内いただいた。

なお、この問題に関して、自民党では、4月6日(木)、所有者不明土地問題に関する議員懇談会の提言において「情報基盤として特に重要」とし、政策調査会の特命委員会に引き継がれて、政治主導で国土交通省・法務省をはじめとして関係省庁で論議されており、また、公明党法務部会では成長戦略において新規項目として明記された。今後の与党間のすり合わせ、その後の政府の方針を注視したい。

（東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子）



特集2 空き家問題と政治連盟の 取組み

特集2においては、東京司法書士会の重点事業である「空き家問題対策」の取組みの一端として、当政治連盟がどのような形で都議会議員および区議会議員および各支部と連携して発信力を高めているか、また、実務現場から、「空き家問題対策」にも関連する住民票除票、消除された戸籍の附票の保存期間伸長等の政策要望について具体的にどのように取り組んでいるのかを紹介しています。 (東京司法書士政治連盟会長 大竹由美子)

I 空き家問題と司法書士の 取組み

東京司法書士政治連盟副幹事長 金子浩之

1 はじめに

平成26年11月27日、「空家等対策の推進に関する特別措置法」(以下、「空家等対策特別措置法」という)が制定され、翌年(平成27年)2月26日に一部施行、同年5月26日に全面施行となった。この間、同年2月に総務省・国土交通省から示された「空家等に関する施策を総合的かつ計画的に実施するための基本的な指針」(以下、「基本指針」という)において、各区市町村が設置する「空家等対策計画の作成及び変更並びに実施に関する協議を行うための協議会」(以下、「法7条協議会」という)の構成員の専門職として「司法書士」が例示されたが、これは早くから、日本司法書士会連合会(以下、「日司連」という)をはじめ、司法書士関係団体がこの空き家問題についての取組みを行ってきていたことがその成果であるといえよう。

では、なぜ司法書士がこの空き家問題に関心を寄せていたのか。空き家問題というと、いわゆる「老朽家屋」というものがクローズアップされ、空家等対策特別措置法においても、この老朽家屋の除却という点が注目されていることは、報道等において我々が目にするところでもある。しかし、この「老朽家屋」という問題が生じる背景には所有者不明・不在といった問題があり、その所有者不明・不在の問題の陰には相続未登記という問題がある。これは単に相続問題が未了ということに限らず、実体として相続問題が解決しているにもかかわらず、その登記申請がなされていないというケースを含めた相続問題が空き家問題発生の原因の一端となっている。

まさに我々司法書士の従来業務が空き家問題の解決のための糸口であり、新たな空き家等を生み出さない、予防としての機能を相続登記が有している、そのことをわかっているからこそ、司法書

士が空き家問題に早期から取り組んできたゆえんでもある。

東京司法書士会（以下、「東京会」という）でも「空き家問題対策委員会」（委員長は大竹由美子東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）会長）を組織し、筆者も委員として活動を行ってきた。また、当政治連盟においても、空き家問題への取組みを活動重点項目の一つに掲げてきた。全面施行から2年余り、その過程を振り返ってみたい。

2 自治体との連携

(1) 東京都との連携

まず注目すべきは、平成28年3月29日に、東京会と東京都との間で「東京都における空き家の有効活用、適正管理等の推進に関する協定書」を締結したことである。ここには、東京会および東京都が空き家の有効活用、適正管理推進に向けた取組事項を確認している。具体的には、①東京会は空き家の所有者等からの相談に応じるための相談窓口を設置すること、②東京会は区市町村からの空き家に関する協力要請があった場合に専門家の派遣協力をする事、③東京都は東京会が設置した相談窓口や空き家に関する取組みについて都民への周知に努めること、④東京会と東京都は空き家の有効活用、適正管理に関する所有者の意識啓発について相互に協力すること、⑤東京会と東京都は空き家に関する取組みなどの情報共有に努めること、が盛り込まれた。

これを受け、東京会は空き家対策相談窓口としてホットラインによる電話相談窓口を設置し、空き家の相続・登記、財産管理、成年後見等に関する相談窓口として運用を開始した。協定書締結後の迅速な対応は、東京会が常日頃から取り組んでいる相談会のノウハウと相談員である会員の能力の高さによるものであり、大いに誇るべき点である。

(2) 区市町村との連携

東京都との協定書締結を受け、各区市町村の担当部署への訪問および議員団等への訪問も活発と

なった。これまで、把握しているだけでも29自治体、延べ51カ所の関係部署、議員団等への訪問を東京会各支部長を中心に行った。特に東京会空き家問題対策委員会委員長でもある大竹当政治連盟会長や山崎晃東京会副会長は各支部長らと同行し、精力的に訪問を行った。訪問に際しては、空き家問題の解決に向けての積極的な提案とともに司法書士がかかわることで空き家問題が解決するメリットが高いことを訴えて回った。また、当政治連盟の役員・総務においては、各区市町議員を訪問し、同様に空き家問題への取組みの重要性と司法書士を大いに活用できる分野であることを訴えた。

この結果、法7条協議会およびそれに準じた協議会に司法書士が構成員として参画したのは15自治体、東京会支部単位で空き家問題についての協定書の締結は5自治体、空き家対策相談窓口の設置は4自治体、空き家問題についての講演・相談会の依頼は3自治体とその成果をあげた。

さらに葛飾区においては、空き家等の相続人に関する調査について業務委託契約を締結し、具体的な業務として受託も始まっている。

なお、詳細についてはスーパーネットに掲載されている東京会空き家問題報告書をご覧ください。

3 空き家問題に対する司法書士の体制強化

司法書士の従来業務が空き家問題解決のための一翼を担っていることは前述のとおりであるが、空家等対策特別措置法が制定されたことで、何か新しい分野の問題と誤解されている会員も実は少なくないと思われる。

空家等対策特別措置法が示す中身は、これまで縦割りではしか動けなかった従来の行政システムに代わって横断的に対応できるようにした、いわゆるワンストップサービスに類似するしくみを示し、空き家の所有者側からすれば、どの切り口から入ったとしても空き家問題の解決へと至ることができるしくみを示したものである。その中で解

決のための役割を担う専門家として司法書士が存在し、そこで行うべき役割はこれまでと何ら変わらない従来業務である。所有者が死亡していれば相続問題であり、認知能力が低下しているのであれば成年後見の問題であり、行方不明であれば不在者財産管理人の問題である。すなわちそれは、相続登記、成年後見や不在者財産管理人の選任申立て、就任といった司法書士業務である。あるいは、空き家をめぐる紛争でも訴額140万円以下の簡易裁判所の事案であれば認定司法書士として対応できる問題である。

「空き家問題＝老朽家屋の処分」というイメージが先行しやすいこともあってか、特殊な問題として尻込みしてしまうという会員の話を耳にすることも少なくない。切り口が老朽家屋の処分であるかもしれないが、その根底には相続問題や成年後見の問題といった、それ以前にクリアしなければならない問題が隠れていることが多いのである。

そのため、東京会では会員向けの研修会をはじめ、自治体担当者を交えた意見交換を兼ねての研修会などを多数行い、会員の空き家問題についての理解や自治体関係者への周知を行った。また、当政治連盟でも平成28年4月6日に、NPO法人空家・空地管理センター代表理事の上田真一氏を招いての「空き家問題の現状とその対策——空き家最前線からの現場レポート」と題した研修会、同年11月2日には東京会との共催で、公益財団法人東京財団研究員兼政策プロデューサーの吉原祥子氏を招き「土地の『所有者不明化』・相続登記未了問題——『相続登記の促進』」と題した研修会を実施した。なお、後者の研修会は3部構成で行い、第2部では濱口宏明東京会理事による「相続登記の未了、所有者不明土地問題概論」、第3部では「質疑応答・意見交換会」を吉原氏、濱口理事および立川健豊当政治連盟副会長とで行っている。

いずれの研修会においても、司法書士が空き家問題解決のためにどのようにかわり、解決に導けるのかについてあらためて知ることができた意

義ある研修であった。

4 空き家問題の今後

空き家問題と同様に所有者不明土地問題も同様に大きな問題として注目されている。空き家問題にせよ、所有者不明土地問題にせよ、その原因の多くが相続未登記の問題に端を発しているといっても過言ではない。まさに、司法書士でしか解決できない、あるいは予防できない問題であり、これらの問題に取り組むことは司法書士に課せられた使命でもある。

ところで、それと相まった問題として、保存期間を過ぎた除かれた住民票、除かれた戸籍の附票の廃棄がシステム改修等を理由に各自治体で進められようとしている。除かれた住民票、除かれた戸籍の附票は空き家問題そのものの解決はもちろんのこと、相続手続を進める中においても重要な資料であるにもかかわらず、それを行政のシステム改修を理由に廃棄するというのでは本末転倒も甚だしい。

当政治連盟としても、相続登記、空き家問題、所有者不明土地問題の解決に必要なツールとして除かれた住民票、除かれた戸籍の附票の保存延長を求めている。

■あなたの声を政連に■

会報「青い空」では、より自由な、より親しまれる会報をめざし、あなたの声を求めています。

このような運動を展開してほしいなど、政治連盟に対する要望のほか、会員に対する呼びかけ、疑問、執行部に対するご批判等、建設的なご意見でしたら大歓迎ですので、ご遠慮なくお寄せください。

なお、誌面の都合上、1500字以内にてお願いいたします。

ご送付先は、東京司法書士会内政連事務局まで。

II 空家法14条の代執行と費用負担

東京司法書士政治連盟副会長 立川 健 豊

1 はじめに

「空家等対策の推進に関する特別措置法」（以下、「空家法」という）が、平成27年5月26日に全面施行されてから2年が経過した。その間、市区町村が中心になって空家対策を進めてきた。

本稿は、空家法の概要と同法の施行状況を整理するとともに、行政側がとれる権力的な手段である同法14条（特定空家等に対する措置）に規定されている代執行（略式代執行を含む）と執行費用負担についての事例を紹介し、問題点の解決に向けて今後必要とされる対策について検討する。

2 空家法の概要

空家法の目的は、①地域住民の生命、健康、財産の保全、②生活環境の保全、③空家の利用促進（同法1条）にある。実施主体は、市区町村である（同法4条）。これは、市区町村が住民に身近な行政主体であることや個別状況を把握することが可能だからである。ただ、財政的な支援、情報の提供、技術的な支援は広域的な自治体である都道府県がするよう規定している（同法8条・15条）。

空家法にいう「空家等」とは常時使用しない状態が続いている建築物、工作物およびその敷地である（同法2条1項）。また、そのまま放置すれば著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより景観を損なっている状態にある空家等を「特定空家等」（同法2項）と定義し、市区町村に行政上の措置をとる権限を与えた。

特定空家等の所有者等に対しては、助言・指導、勧告、命令ができるようになり（空家法14条1項～3項）、命令不履行の場合は重大な公益侵害がなくても行政代執行（以下、「緩和代執行」という）ができるようになった（同法9項）。また、命令の名宛人を過失なく確知できない場合にも代執行（以下、「略式代執行」という）ができるようになった（同法10項）。そのほかに、空家法は立入調査（同法9条）、所有者情報の利用（同法10条）、データベース化（同法11条）が規定されている。この中で、所有者情報の活用を規定した点は、円滑な空家対策を進めるうえで、所有者の特定に大きく寄与できる。東京都特別区では、課税主体が東京都、空家対策の主体が特別区と異なる点が懸念されていたので、この規定の意義は大きい（岩崎忠「自治体の空家対策の検証と今後の課題」自治総研459号59頁以下参照）。

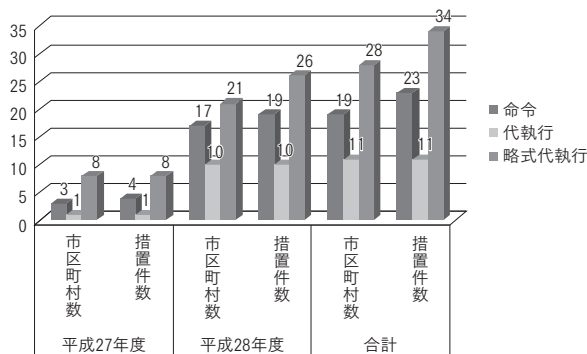
3 空家法の施行状況

(1) 速報値から

平成28年3月18日に閣議決定された住生活基本計画（全国計画）の見直しにおいて、成果指標の一つとして、空家等対策計画を策定した市区町村の数が全市区町村数に対する割合で平成37年度までに80%にするという指標が掲げられている（国土交通省ホームページ「住生活基本計画（全国計画）」参照）。

ここで、平成29年3月31日現在の国土交通省・総務省調査（5月8日速報値）をみると、空家等対策計画を策定している市区町村が、前回調査（平成28年10月1日現在の確定値107自治体）の3倍以上の331自治体であった（国土交通省ホーム

〈図〉 特定空家等に対する措置



ページ「空家等対策の推進に関する特別措置法関連情報」のうち「空家等対策の推進に関する特別措置法の施行状況について」参照)。これで全体の空家等対策計画の策定比率も20%になった。

しかし、速報値で明らかになった特定空家等に対する措置の実績には驚愕した。この2年間で特定空家等として認定し、助言・指導した数は6456件、また、平成27年度の税制改正で固定資産税等の住宅用特例が受けられなくなった勧告の数も、この2年間で265件あった。特に注目すべき点は、行政処分である命令（空家法16条1項で50万円以下の過料に処せられる）、代執行、略式代執行の件数である。筆者が予想していた数字よりもはるかに多かった（〈図〉参照）。

(2) 代執行の増加

従来、代執行により空家等の除去等の措置命令の内容が実現できるのは「その不履行を放置することが著しく公益に反すると認められるとき」に限定されていた（行政代執行法2条）。そのため、行政としては、この要件に反することをおそれて、代執行に踏み切れない場合があった。

判例においても、「代執行にかかる義務を課する法令ないしその義務を課する行政処分の根拠となる法令の趣旨・目的を離れた恣意的な観点から当該行政庁が代執行を実施した場合には、行政庁の判断が違法となると解するのが相当である」と判断されているものもある（東京地判昭48・9・10判時734号34頁）。

行政としては、これらの要件に反して代執行をすると訴訟になりうるという危惧があり及び腰に

なっていたものが、空家法成立により要件が緩和されて執行が一気に増えたと考える。

(3) 略式代執行の増加

これは自治体において切迫していた所有者不明物件の事例について、空家法に基づいて除去を急いだ結果であり、今後も今回のように3倍以上までにはならなくても増え続けると分析する。それだけ所有者不明問題が喫緊の課題となっていると考える。ただ、現実には所有者がわからないケースでは解体費用は回収できず、公費投入となっている。除去における公費投入の問題は、このほかに相続放棄された物件が特定空家等に認定された場合に、相続人に対しては助言・指導、勧告はできるがそれ以上はできないという問題がある。該当物件に除去の必要が生じ略式代執行になった場合、それに要した費用は公費投入になる（米山秀隆「所有者不明の土地が提起する問題——除却費用の事前徴収と利用権管理の必要性」富士通総研研究レポート433号4頁参照）。

4 除去解体工事費用の問題

緩和代執行、略式代執行で問題となるのが、除去解体工事費用である。この間、所有者が自主的に行う解体工事も、財政事情により異なるが自治体の補助金等のインセンティブを通じて行うケースが増えてきた。

たとえば、秋田県大仙市のように補助金と民間金融機関の解体ローンを併用すれば解体主は頭金がゼロで解体工事ができる制度を設けた自治体もある（北村喜宣監修『行政代執行の手法と政策法務』120頁参照）。このほか、自治体の取組みとして土地建物を市に寄付する条件で、空家の公費による除去を進めた自治体（長崎市など）、空家の建っていた土地を一定期間公共利用することを条件に除去費用を補助した自治体、公共機関が利用する場合の固定資産税を免除するしくみを設けた自治体（福井県越前市など）もある（米山・前掲4頁参照）。

ただ、こうした公費投入にはモラル・ハザード（本来、保険業界の用語であり、たとえば、保険

に加入して起こるモラル・ハザードとして、危険や問題に対する認識が甘くなり鈍感になるなど）の問題がある。すなわち、最初から自治体の支援を受けられるとわかっていたら、誰も自己費用で空家を除去しなくなるという懸念である。

5 措置（略式代執行）の事例

空家法に基づく措置（略式代執行）の事例を紹介する（国土交通省ホームページ「空き家の有効活用等に関する情報提供」のうち「地方公共団体の空き家対策の取組事例」参照）。

(1) 長崎県新上五島町の事例

老朽危険空家として近隣住民から対処要望があったが、所有者は行方不明となっており放置状態が継続し建物の老朽化が進んだ。空家法施行後、固定資産税課税情報等を入手したが、建物所有者を確認できないと判断し、このまま放置すると隣接民家の危険性が高まり、日常生活道である前面道路を塞ぐなど極めて緊急性が高いとして、平成27年7月1日に略式代執行を実施した（解体等の費用は約130万円）。空家法施行後、初めての事例である。

(2) 福岡県飯塚市の事例

所有者死亡後に空家となり、約30年以上管理不全状態が継続した結果、屋根と2階床が崩落し、通学路でもある道路に外壁材の一部が飛散していた。平成21年10月に近隣住民から市に対処要望があり、市は登記簿、固定資産税、相続人調査（戸籍調査）を行い、相続人全員の相続放棄を確認したが、相続人など措置命令を命ぜられるべき者を確認できないと判断し、このまま放置すると老朽化した建物が前面道路や隣家側に倒壊することは不可避で周囲への影響が極めて高いとして、平成28年2月5日に略式代執行を実施した（解体等の費用は約240万円）。

(3) 兵庫県尼崎市の事例

居住者死亡後に空家となり管理不全状態が継続した結果、建物東側の外壁の傾斜や樹木の道路へのはみ出し、ごみの不法投棄・異臭等について、平成26年10月に近隣住民や町会が市に改善を要望

した。固定資産税課税情報等を入手したが、相続人などの措置を命ぜられる者を確認できないと判断し、このまま放置すると建物が倒壊することは不可避で保安上第三者への危害が及ぶこと、不法投棄ごみへの放火および衛生面の問題など周辺への影響が極めて高いとして、平成28年11月7日に略式代執行を実施した（解体等の費用は約300万円）。

(4) 新潟県妙高市の事例

豪雪地の温泉街にある元旅館が平成22年に廃業した（所有者である法人は破産）。その後、平成23年冬に雪の重みで木造部分の屋根の一部が崩落したので、平成24年5月に温泉組合等が市に要請し、市は破産した法人の取締役に対し建物の除去を働きかけてきたが、このまま放置すると、①倒壊により隣家に影響が及ぶ可能性がある、②景観を乱し、観光に影響がある、③住民や観光客への通行の危険等が懸念されるため、平成28年9月14日に略式代執行を実施した（解体等の費用は約3960万円）。

6 今後必要とされる対策

(1) 行政側の対応

除去の費用負担や行政側の関与について自治体の空家対策意見交換会の会議資料では（平成24年10月23日・31日に開催された国土交通省中国地方整備局建政部「中国地方における空家対策意見交換会（第1回）会議資料」参照。空家法成立前の会議資料だが、当時の自治体担当者の意見として参考になる）、①所有者が除去費用を負担できない、②個人の問題であり行政が関与すべきではない（庁内等のコンセンサスが得られない）、③行政が解体・撤去するとなると「放っておけばいつか行政が片づけてくれる」というモラル・ハザードを起こしかねないという懸念もある、④財政難で予算措置が困難である、⑤除去のための支援制度を充実してほしい、という指摘がある

(2) 税制の改正

平成27年度税制改正において、市区町村長が空家法の規定に基づく勧告をした特定空家等につい

ては、当該特定空家等に係る敷地について固定資産税等の住宅用地特例の対象から除外されることになった。この改正点について、「住宅を建てた場合の税軽減の仕組みは、住宅が足りない時代には住宅取得を促進する効果を持ったが、住宅が余っている現在では、危険な住宅でも除却せず残しておくインセンティブを与えていた」が、空家法と税制改正によって、空家の所有者が特定空家等にならないように「維持管理を行う、賃貸化するなど物件を活用する、維持管理コストと将来的な税負担増を考えて売却するなどの選択を行うことが考えられる」（米山・前掲3頁）という指摘がある。

また、相続人が、相続により生じた古い空家住宅または当該空住宅の除去後の敷地を平成28年4月1日から平成31年12月31日までの間に譲渡した場合、譲渡所得から3000万円を特別控除することになった。ただし、新耐震基準（建築基準法施行令の改正により昭和56年6月1日に施行された新耐震基準。この日以降に建築確認を受けた建物に対して適用されている）に適合していない家屋を譲渡する場合は、耐震リフォームが必要である。これも、国土交通省の調査で空家となった住宅を取得した経緯で一番多かったのが相続を原因としたものなので、老朽空家発生防止になると考える（国土交通省ホームページ「平成26年空家実態調査集計結果について」参照）。

（3）問題点と対策

平成23年に国土交通省から発表された資料によると、2050年までに、現在人が居住している地域のうち約2割の地域の無居住化が予想され、現在国土の約5割に人が居住しているが、それが4割にまで減少すると長期展望されている（国土交通省国土計画局国土審議会政策部会長期展望委員会「国土の長期展望中間取りまとめ」（平成23年2月21日）参照）。また、わが国の総人口は2053年には1億人を割り9924万人になると予想されている（国立社会保障・人口問題研究所「日本の将来推計人口（平成29年推計）」（平成29年4月10日））。

現行は本来所有者が負担すべき家屋除去費用に

対して除去費の補助がされ、また、費用回収の見込みが立てにくい代執行には公費が投入されている。この点、公費は納税者の負担で成り立っており、一部の者に抛出されることは公平性に欠ける。この打開策として毎年の固定資産税による事前徴収という考えがある（米山・前掲7頁は「除去費用を事前徴収する考え方は突飛のように見えるが、自動車では購入時にリサイクル費用が徴収される形ですでに実現されている」と指摘している）。また、家屋購入時に一括して将来の除去費用を負担するという考えもある（米山・前掲8頁）。

いずれの方法でもよいが、将来人口が減少し、人が居住しない地区が増えれば今よりも放置される空家の数は確実に増えてくる。それに伴い次の使い手も現れず、老朽化し危険な空家の数も増えてくる。その後、必ず家屋の除去費用の問題が浮上してくる。

7 雑感

私は、将来自分が所有する家の除去費用が負担できない人は、住宅を購入し建築する資格はないと考える。何事も後始末はきちんとしなければならない。家を建てる場合も何ら変わりはない。

家は人がそこに住み暮らして生活の拠点となる。家はそこに住む人に安らぎの場を提供してくれる。何十年か前にマイホームとして購入した家も誰も住まないと空家になる。放置された空家は、適正に管理されることがなければいずれ老朽化し危険な状態になる。そして、最後は見知らぬ第三者の手によって取り壊される。今も人から見捨てられ取り壊された空家の泣き声が聞こえてきた。

Ⅲ 除住民票等の問題と司法書士の取り組み

東京司法書士政治連盟会長 大竹 由美子

1 除住民票等の保存期間

住民基本台帳制度は、住民の居住関係を公証することにより「個人」を特定するための制度として、多くの分野で重要な役割を果たしている。「住民票」および「除かれた住民票」並びに「戸籍の附票」および「除かれた戸籍の附票」は、本人の同一性を住所・氏名で特定している年金記録や登記などにおける住所の連続性を証明する正確かつ安価な証明手段である。しかし、住居移転や死亡等による「除かれた住民票」「消除された戸籍の附票」（以下、「除住民票等」という）の保存期間は、住民基本台帳法施行令34条の規定により5年とされている。

2 所有者不明問題の増加

日本司法書士会連合会（以下、「日司連」という）の司法書士総合研究所が平成26年7月に自治体へ向けて行ったアンケート（「空き地・空き家問題等への対策」）によると、空き家問題解決の障害要因は、所有者を特定できないことであると分析されている。

東日本大震災の被災地の相続未登記問題は復興の大きな妨げとなっており、空き地・耕作放棄農地・管理放棄森林・未登記道路等の所有者不明の問題は今後ますます深刻化していくものと推測される。また、個人を権利者として登記された抵当権等について、住民票により住所を探索できないことによりこれを抹消することができない事態に陥っているケースもある。

これら所有者不明土地における所有者等の探索

において、除住民票等の活用は欠かせないものとなっている。

平成28年3月15日、国土交通省から、所有者探索の方法や所有者が不明である場合の解決方法を整理した「所有者の所在の把握が難しい土地に関する探索・利活用のためのガイドライン」が取りまとめられ（平成29年3月に第2版が公表されている）、この中でも除住民票等の活用が明記されている。

3 政府方針である相続登記未了対策・相続登記推進

前述のとおり、所有者を特定できない原因として相続登記がされていない土地が数多く存在していることが東日本大震災の被災地の復興に関連して顕在化した。

また、これは東日本大震災の被災地の問題にとどまらず、相続登記が放置されているため、所有者の把握が困難となり、公共事業が進まないなどの所有者不明土地問題が全国に広がっている。

そこで、相続登記の推進に係る政府方針として、平成28年6月2日に閣議決定された以下の方針等に、政府全体の取組みとしてさらに相続登記を推進する必要性が明記された。

(1) 経済財政運営と改革の基本方針2016

「経済財政運営と改革の基本方針2016～600兆円経済への道筋～」(骨太方針)では、ストックを活用した消費・投資喚起のために「空き家の活用や都市開発等の円滑化のため、土地・建物の相続登記を促進する」とされた。

(2) 日本再興戦略2016

「日本再興戦略2016——第4次産業革命に向けて」では、既存住宅流通・リフォーム市場を中心とした住宅の活性化のために「空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるため、相続登記の促進に向けた制度の検討を行う」とされた。なお、その後、平成29年6月9日に閣議決定された「経済財政運営と改革の基本方針2017～人材への投資を通じた生産性向上～」（骨太方針）においては、「長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等について、関係省庁が一体となって検討を行い、必要となる法案の次期通常国会への提出を目指す」とされている。

(3) ニッポン一億総活躍プラン

「ニッポン一億総活躍プラン」では、新たな有望成長市場の創出（既存住宅流通・リフォーム市場の活性化）の具体的な施策として、「空き家等の所有者の把握を容易にし、その除却や建替え等を進めるための相続登記の促進に向けた制度の検討等により、不良資産の解消と新規投資を促進する」とされた。

4 連携した相続登記推進の全国展開

これらを受け、法務省、日司連、日本土地家屋調査士会連合会は、連携して相続登記推進の全国展開を行っている。

相続登記の推進においても、依頼者の経済的・事務的負担を軽減するため、除住民票等は欠かせないものとなっている。

5 除住民票等の廃棄等の動き

ところが、ここ最近の動きとして、法定の保存期間を過ぎた除住民票等について、それらの廃棄や証明期間短縮の動き（浜松市、豊橋市、松山市等）があり、その対応が急務となった。行政事務の電子化に伴い、住民票・戸籍の附票が一律に消除される可能性があることから、その保存期間の伸長には喫緊の対応が必要である。

一方、行政事務の電子化によって、省スペース

化・効率化され、その情報の検索も迅速化されている。除住民票等の保存期間を延長することによる行政の負担の増加と、それによって得られる国民の権利保全、行政機関の施策推進の重要性を比較すれば、後者を重視すべきである。

その具体例として、所有者を過失なく覚知できずに危険な「特定空家等」（空家等対策の推進に関する特別措置法2条2項）として略式代執行の対象となる場合、その解体除却費用は所有者不明のままであれば自治体の負担となってしまう（本特集Ⅱ参照）。また、企業年金などの受給漏れ、滞納者の探索ができないことによる税収減があると聞き及んでいる。

6 自治体からの所有者の調査依頼

今、自治体から司法書士（会）に対して、空き家対策などにおける所有者調査の依頼や委託が始まっているが、登記情報から所有者を探索するには、除住民票等がなくては調査ができないのである。

また、前述のとおり、相続登記推進が国家プロジェクトになっているところ、その推進にあたって何が障害なのかと国土交通省等から質問を受けることがあるが、その障害の一つの要因は除住民票等が廃棄されてしまうことである。除住民票等の保存（廃棄の阻止）は、相続登記推進における所有者探索において重要なのである。

実務を担う現場から、そのことを今強く発信すべきチャンスではないだろうか。

山田美樹衆議院議員講演会

平成29年3月14日(火)、司法書士会館2階会議室において、東京司法書士政治連盟（以下、「当政治連盟」という）主催により、当政治連盟顧問である山田美樹自由民主党衆議院議員の講演会が開催された。司会は当政治連盟の市川英明副幹事長が務め、大竹由美子会長、清家亮三東京司法書士会会長（当時）の挨拶の後、山田議員にご講演いただいた。

講演では、自己紹介を兼ねて、衆議院議員になられる前の会社員時代の話から、外務大臣政務官として各国を訪問して感じたという日本の紛争解決のしくみへの期待、そして、現在は自由民主党国土交通部会副部長として、国民の住環境や交通事情の改善に対する思いをお話いただき、大変興味深い内容であった。講演後は意見交換ということで、公益社団法人成年後見センター・リーガルサポート東京支部の井藤智子支部長（当時）から、成年後見制度利用促進基本計画の説明とそれに基づく地域連携ネットワークにおいて、司法書士をはじめとする専門職の必要性についての説明と要望がなされた。

続いて、大竹会長が、相続登記推進関連要望として、「除かれた住民票・戸籍の附票の確保および保存期間延長」と「空き家対策・所有者不明土地問題」についての司法書士の活用を求める要望を行った。これに対して、山田議員からは、クリアすべき課題は多いが、当政治連盟をはじめとして政治的なムーブメントを起こし、その必要性を訴えていくことが大切であるとの力強いエールをいただいた。

（東京司法書士政治連盟副幹事長 金子浩之）



連
載



幹事長はこう動いた！

幹事長 羽生 明彦

第28回

今回は、平成28年11月24日(木)から平成29年6月2日(金)までの行動を報告する。

○平成28年11月24日(木)

長島昭久当政治連盟顧問を囲む会に参加した。久しぶりの顧問を囲む会の開催である。長島顧問は、外交を専門分野としており、主に外交問題について講義をしていただいた。講演終了後の懇親会にも参加くださり、有意義な会を開催することができた。

○12月13日(火)

西新宿割烹宮川にて忘年会を開催した。各団体の長や東京会理事の方々にもご出席いただき、出席者40名を超える大盛会となった。政治連盟のメンバー以外でこれだけの方々にお集まりいただいたのも、日頃の役員および総務の皆さんの努力のおかげと感謝している。

○12月16日(金)

東京会入会式に出席した。今回は新入会員の参加者が普段より少なめの20名程度であったが、再度政治連盟の成り立ちと会費納入のお願いに徹した。

○平成29年1月13日(金)

明治記念館にて東京司法書士関連5団体の新年賀詞交歓会が行われた。例年のごとく、盛況であった。

○1月18日(水)

昨年(平成28年)12月に引き続き、東京会入会式に出席した。今回は、前回と異なり、新入会員の出席者は多く、会場はほぼ満席状態であった。おそらく40名近くいたのではなかろうか。これだけの人数になるといつもより熱くなってしまい、終了時に新入会員の一人が拍手をし始め、遂には10名以上から拍手をもらう、という初めての出来事に遭遇し、目頭が熱くなってしまった。次回担当する機会があったらもっと熱く語るつもりだ。

○1月19日(木)

ザ・キャピトルホテル東急「鳳凰の間」にて日司連の新年賀詞交歓会に応援部隊として参加した。受付・来賓誘導は当政治連盟が担当し、てきぱきと役割をこなしてくれた。私はといえば、お決まりのサブ司会でトランシーバー片手にあたふたとしていた。トランシーバーの精度がもう少し上がってくれると助かるのだが……。パーフェクトな接待をめざす私としては、今回もかなり漏れがあったことを反省しなければならないが、機械に責任を押し付けたくもなくなってしまった。

○2月13日(月)

ル・ポール麹町にて、長島顧問の昼食勉強会に参加した。今回も中国および韓国を中心に外交問題がテーマとなった。

○2月21日(火)

明治座にて自民党各種団体新春親睦観劇会が行われた。下村博文衆議院議員、中川雅治参議院議員、丸川珠代参議院議員、小田原潔衆議院議員、山東昭子参議院議員らが出席していた。代表して下村議員からの挨拶があった後、観劇会が始まった。参加者があまりにも多数なため、着席するまで30分以上要したのには驚いた。

○3月9日(木)

政連室において、東京会との協議会を行った。会費納入強化の協力体制が主な議題であった。

○3月14日(火)

会館にて山田美樹当政治連盟顧問による講演会を開催した。主に空き家関係についてご講演をいただいた。参加者多数で成功裡に終わった。

○3月19日(日)

小金井市前原町にて、民進党の鈴木しげお小金井市議会議員候補の出陣式に参加した。菅直人当政治連盟顧問も応援に駆け付けた。後日の結果であるが、上位当選を果たすことができ、ほっとした。

○4月11日(火)—————

東京プリンスホテル「鳳凰の間」にて自民党東京政経フォーラムが行われた。約5000人が参加したとのことである。安倍晋三内閣総理大臣、麻生太郎副総理・財務大臣ら大物議員が参加し、熱弁を振るったが、自民党もかなり7月の東京都議会議員選挙に危機感をもっているのではないかと、この感がひしひしと伝わってきた。

○4月14日(金)—————

ホテルニューオータニにて司法書士制度推進議員連盟総会が開催された（詳細は、当政治連盟ホームページを参照されたい）。

また、藍屋羽村店にて青梅＝福生（西多摩）支部総会が行われた。今年度から青梅支部と福生支部が合併し、合併後初めての総会であったが、旧支部同士で名刺交換している様相に何となく違和感があった。

○4月17日(月)—————

ザ・キャピトルホテル東急「鳳凰の間」にて高木陽介公明党衆議院議員の昼食セミナーが行われ、主に東日本大震災の現状についての近況報告がなされた。

○4月18日(火)—————

調布市布田中国料理YUENにて調布支部総会が行われた。公嘱協会の支部総会も兼ねて行われた。

○4月21日(金)—————

府中市コンチネンタルホテル府中にて府中支部総会が行われた。

○4月22日(土)—————

明治記念館にて日司政連の定時大会が行われた。当政治連盟も例年どおり、受付・誘導等を担当した。私は、これでもかといわんばかりにまたしてもサブ司会を仰せつかった。流石にたまには別の役割担当にしてほしいと願った（詳細は、当政治連盟ホームページを参照されたい）。

○5月9日(火)—————

会館9階ラウンジにて公嘱協会の新宿支部総会が行われた。新宿支部は、会員数が600名を超える大支部にもかかわらず、参加者が新宿支部長を

含め、支部会員は3名であったのには愕然とした。もう少し公嘱協会に協力すればよいのにと感じざるを得なかった。

○5月15日(月)—————

ル・ポール麹町にて長島顧問の昼食勉強会に参加した。公式に民進党を離党した経緯（地元選挙区では、プレス発表の前に極秘に集会があった）の詳細説明があった。

○5月19日(金)—————

府中市焼肉レストランバリバリにて公嘱協会の府中支部総会が行われた。府中支部会員約90名のうち、約10名が出席した。1時間程度、平成28年度活動についての報告、質疑・応答があった。

○6月2日(金)—————

政連室において、6月5日開催の監査会に向けての平成28年度分帳簿のチェック作業を行った。約4時間半かけて精査したが、特に不自然な点は見当らなかったもので、監事のお二方からはおそらくお墨付きをいただけるであろう。一点気がついたことは、会費納入者が少しではあるが、当日時点で増加していたことだ、これも今村秀一郎当政治連盟副幹事長をはじめとする役員・総務の皆さんの努力の賜であると、心から感謝する。



安全

安心な登記処理のために

正確

適正で正確な登記のために

迅速

大量な登記の迅速処理のために

公益社団法人
東京公共嘱託登記司法書士協会

— Come and join us! —

司法書士の職能を積極的に官公署や市民の皆さまに周知させ、
社会の発展・安定のために寄与していきましょう。

— 社員活動 —

1. 官公署からの受託業務

協会が受託した案件を配分します。業務完了後に報酬支払。

2. 研修会への参加

協会主催研修会の開催は、いち早くメール等でお知らせします。
日司連等研修単位付与研修。

3. 委員会活動への参加

情報提供委員は事務所においても委員会活動ができ、どなたでも公嘱活動を
支えることができます。

4. 地元での一般市民向け出前講座「相続と遺言」の講師や運営スタッフ活動

地元の自治体や町内会などからの依頼による出前講座があります。
講師などで地元へ貢献活動を行えます。

5. 登記制度上の問題を考えます

新しい制度対応や何気ない疑問など情報交換をし、お互いを助け、高めます。

東京公共嘱託登記司法書士協会は、
あなたの入会を待っています！

★今年の一研修 テーマ「災害復興と登記」

日時：平成29年10月28日(土)10:00~17:00

会場：司法書士会館 地下1階日司連ホール

皆様のお仕事をお手伝いいたします。

金融・保険事業

司法書士総合補償制度
業務用印紙・現金・小切手等補償制度
事業資金貸付制度
小規模企業共済制度
中小企業退職金共済制度
各種保険の紹介、ローンの斡旋

労働保険 事務組合事業

雇用保険・労災保険事務
事業主の特別加入
保険料の分割納付
労働保険研修会開催

教育情報事業

司法書士手帳の発刊
公式サイトによる情報提供
教育情報誌の編集・出版
組合公式サイトを活用した情報発信
講習会の開催

東京司法書士 協同組合

福利厚生事業

福利厚生制度
(ホテル・レジャー施設等提携)
レクリエーションの企画
百貨店・特約店の提携
TDRとの提携・人間ドック補助

共同購買事業

業務用必需品
登記関連用紙
書籍・司法書士向ソフト
ギフト・オフィス用品
切手・印紙類

お手伝いします。
お気軽に
お問い合わせ
ください。



労働保険事務組合

東京司法書士協同組合

〒160-0003 東京都新宿区本塩町9番地3 司法書士会館2階

Tel 03-3359-0967 Fax 03-3353-8366

<http://www.tsknet.jp/>

●編集後記●

■先月の休みに時間があつたので鎌倉へ紫陽花を見に出かけた。ちょうど見頃の時期で、一面に咲きほこる紫陽花に心を癒された。ところで、紫陽花は、土壌のpH（酸性度）で花の色が変わるそうで、酸性の土だと青色に、アルカリ性の土だと赤色になるとか。人も状況や環境によってその考え方が変わることがある。たとえ変わることがあつても、そのことに信念があつて、紫陽花のように見事に色を示せるのであれば、それもまたいいのかもしれない。 (金子)

■本年6月9日、「経済財政運営と改革の基本方針2017」（骨太方針）が閣議決定された。今回、その第3章3(2)で、所有者を特定することが困難な土地や十分に活用されていない土地・空き家等の有効活用について政府の方針が示された。その内容は、同年3月16日に開催された経済財政諮問会議の中の経済・財政一体改革推進委員会（国と地方のシステムワーキング・グループ）で議論されたことが反映されたものになっている。強すぎる「所有権」に対し、公共事業目的なら所有権をそのままにして、地方自治体が「利用権」を設定できるしくみの構築、長期間相続登記が未了の土地の解消を図るための方策等、関係省庁が一体となり検討し必要となる法案を次期通常国会への提出をめざすとしている。ただし、所有権に利用権を設定し事業を開始する際に、将来真の所有者が現れた場合の金銭的補償の法整備をどうするかという問題など解決しなくてはならない課題も山積みされている。また、空き家・空き地の流通・利活用については、全国版の空き家・空き地バンクの構築を行うことが示された。人口減少に悩んでいる自治体にとっては有効な政策である。政府のさらなる取組みを期待する。 (立川)

■何となく旧大森登記所の近くを通りたくなつた。その近所に区営の会議場があるのでその傍を

通ることもあるが、そんな場合は急いでいたり、会議の発言予定に注意が奪われていたりして、感傷に浸る間もない。ただ不思議なことに、先日は進んで自分から通りたくなつたのである。もちろん今は別の建物が綺麗に建っており、以前の面影はない。それでもやはり懐かしさを感じる事ができる。

当時、日に何件も登記簿謄本の取得にがんばり、また月末は申請が重なり必死の思いで自転車を漕ぎ当日の申請に間に合わせることができた、そんな記憶が蘇る。今はオンライン申請の進歩により、そのような意味であたふたすることは稀であるが、しみじみと時の流れを感じるのである。さらに通りに面した同業者の事務所も思い出してくる。FAXを借りるためお世話になった先輩も、時勢により事務所を畳んだところも多い。すべてが郷愁である。涙が込み上げそうな気持を引き締めその場にさよならを告げる自分であつた。

しかし、ふと思つた。今そうした感慨に耽ることができるのも地域のいろいろな人々の温かい声援のおかげだと。「よしこれからもがんばるぞ！」と言い聞かせる自分であつた。 (菅澤)

■人間誰しも歳をとることは初めての経験だ。ここ4年ほど柔道やらブラジリアン柔術といった格闘技を多少やっているが、そこでは歳相応に身体が動かない自分と、そうは言つても思つたよりは動く自分を発見している。以前、現在の私と同じような歳の先輩が同じように格闘技にはまっていたが、そのときに「身体が動くのがもう最後だと自分でわかるからこそ力が入る」みたいなことを言つていたのを覚えている。今ならその気持が私にもわかる。歳相応にフィットネスだけでよいと思う自分と、まだ若い連中と張り合つてしまう自分。最後のあがきなのだろうか、こればかりは歳と同じで経験してみないとわからない。まだあがかせてもらおう。……で、私の歳？ それは秘密です（笑）。 (粕谷)

東京司法書士政治連盟広報委員会

委員長	金子 浩之	委員	大瀧 賢将	広報担当	
副委員長	山崎 敏夫	委員	佐藤 祐一	副会長	菅澤 明
委員	渡邊 一男	委員	小関 研太郎	副会長	立川 健豊
委員	増田 弘子	委員	荒 早苗	副会長	粕谷 浩
委員	杉山 昭子	委員	阿部 文香	オブザーバー	
					星野 高久